

「府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について」
(令和3年4月23日付け教高第1373号)に係るQA

令和3年4月23日

- Q1 部活動を行ってもよい期間は「大会期間の初日から起算して3週間前からを目安としてください」とされています。考査後に公式戦のある部については、中間考査前、考査中の2週間は練習しないので、その分をのぞいて、や週間前から練習としてよいか。
- Q2 6月や7月に公式戦がある部でも、今から試合に備えて、週1日程度、短時間練習してもよいか。
- Q3 文化部等の芸術活動は、長い期間かけて作品をつくるもの。7月に作品展があるが、今から週1日程度、継続的に活動を行うことを認めてよいか。

A 部活動については、原則休止することとしております。

例外的な措置として公式な大会やコンクール等に出場する場合に限り、学校長が必要と認める練習等の活動は行ってよいこととしています。

期間中の公式な大会等への参加に向けた必要な練習については、競技の特性等もありますが、考査期間等に関わらず、大会期間の初日から起算して3週間前からを目安としてください。文化系部活動のコンクール等についても同様とします。

大会開始が6月以降であれば、5月11日まで部活動は休止してください。

担当：保健体育課 競技スポーツグループ（内線 6904）
高等学校課 生徒指導グループ（内線 3432）

- Q4 放送部が昼の放送をしている。図書部もカウンター当番、ボランティア部の校内校外清掃活動など、部活動とはいえ、学校全体にとって必要、有益な活動であるので、部活動ではあるが活動を継続してよいか。

A 学校の日常的な教育活動の一部として、清掃や各種当番などについては、各学級の係や部活動の部員等生徒の協力を得ながら実施しているものと認識しています。各活動の位置づけについて、検討いただき、校長が必要であると判断できるものについては、実施可能です。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3432）

Q5 5月11日(火)までの期間に、校外の会場で演劇部の「引退公演」や吹奏楽部の「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施しても問題ないか。

A 緊急事態宣言下の部活動については、公式な大会やコンクール等への参加に向けて必要と判断した活動を除き、校内・校外にかかわらず原則休止することとしており、実施時期の延期や中止を検討すべきものと考えています。

その上でもなお実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止することにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当するものと考えています。

なお、実施の可否等にかかる判断に際しての留意事項は以下のとおりです。

- ① まずは、緊急事態宣言解除後のしかるべき時期に延期を検討。
- ② 延期が困難だと判断する場合、生徒・保護者等に説明できる「延期できないやむを得ない事情」があるか。

※例えば、会場のキャンセル料が発生するといったことのみでは「やむを得ない事情」には該当しないと考えます。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

①②を検討したうえで、やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の来場は禁止してください(保護者等にはオンラインにより配信するなどの対応を考えてください)。また、感染症対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

加えて、実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、短時間(平日1時間程度、休日2～3時間程度)での活動とし、最小限にとどめるよう留意してください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ(内線 3432)

Q6 公式な大会等の前で認められている練習においても、休養日をとる必要があるのか。

A 「大阪府部活動の在り方に関する方針」に基づき、週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本としてください。

担当：保健体育課 競技スポーツグループ(内線 6904)

Q 7 緊急事態宣言下にあっても、健康診断は実施してかまわないか。

A 健康診断は実施してもかまいません。

ただし、実施の際には、感染症対策の観点から、3密（密閉、密集、密接）とならないよう、実施方法について工夫するとともに、児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員に、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底させてください。

具体的には、部屋の適切な換気に努め、密集しないよう部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけることや、また、会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底させる等の対策が考えられます。

また、検査に必要な器具等を適切に消毒してください。感染症対策を含む健康診断実施の方法等については、事前に、学校医、学校歯科医と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。

なお、学校医等が新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定されます。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施してください。

健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題を認める場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援してください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q 8 陽性者が確認されたことにより臨時休業となった場合、児童生徒等の健康診断を実施してもかまわないか。

A 臨時休業の実施期間中に児童生徒等の健康診断を実施することはできません。

臨時休業の実施期間中に、結核検診（胸部エックス線検査）、心臓検診、尿検査等の検診業者が実施する健康診断の実施日が予定されている場合は、保健体育課へご報告ください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q 9 PTA 総会及び PTA 実行委員会を開催してよいか。

A 会員が参集しての開催は不可とします。

開催を延期する他、書面やオンライン等で実施する等の方法が考えられます。

会員が参集しない形態での開催については、開催要件を満たすよう、実施方法について PTA 会長とご相談ください。なお、議案に係る文書等については、生徒を通しやり取りする他、メーリングリストを活用する、学校 HP に様式を提示してメールや FAX で受け付けるなど、すべての会員が対応できるよう、各校の環境に応じた柔軟な対応をお願いします。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q 10 PTA 会計の予算及び決算については、PTA 総会において承認を得ることとしているが、総会を開催せずに予算及び決算の承認を得ることは可能か。

A 可能です。

例えば、予算書及び会計監査済みの決算書を会員に送付し、内容を確認のうえ「同意する」あるいは「同意しない」ことがわかる文書等を回収してください。このうち PTA 規約で定めた会員数の「同意」があれば承認を得たと判断することは可能です。

ただし、PTA 総会を開催せずに承認を得ることについては、PTA 会長とご相談したうえで実施してください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

※ 本QAについては、令和3年4月23日現在のものです。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後必要に応じて別途の対応等についての指示や情報提供を行うことがありますので、留意願います。